



誰もが快適に過ごせるまちを実現するために みなとタバコルール

区内で暮らす人や働く人、訪れる人等全ての人が守るべきルール

区内全域の道路・公園・児童遊園・公開空地等屋外の公共の場所では



たばこの吸い殻のポイ捨て禁止



喫煙の禁止(指定喫煙場所を除く)



私有地で喫煙する場合であっても、屋外の公共の場所にいる人にたばこの煙を吸わせることがないよう配慮

区内で事業活動を行う事業者が守るべきルール

事業者の皆さんのが所有する敷地内で喫煙する場合でも、屋外の公共の場所にいる人がたばこの煙を吸わされないようにするために、その敷地内において、灰皿の移動または撤去、喫煙場所の確保等の環境の整備を行うことが求められます。また、従業員その他事業活動に関わる人に、みなとタバコルールを守ってもらうよう周知をお願いします。

屋内喫煙場所設置費等助成制度

区では、一般開放可能な屋内喫煙所を設置する建築物の所有者等に対し、設置費および維持管理費を助成します。詳しくは、お問い合わせください。

助成金額等

区分	助成対象経費	助成割合	限度額	
設置に係る 経費	工事費、設備費、備品、機械装置費等	10/10	5平方メートル以上	400万円
			10平方メートル未満	
			10平方メートル以上	600万円
			15平方メートル未満	
			15平方メートル以上	800万円
維持管理に 係る経費	電気代、空気清浄機の保守、火災保 険料、清掃・ごみ処理委託経費等	10/10	20平方メートル未満	1000万円
			20平方メートル以上	
		年間144万円		

区の取り組み

区は、たばこを吸う人、吸わない人がお互いに配慮しあう快適な街づくりを進めています。みなとタバコルールの周知と遵守のため、町会・自治会、商店会、事業者等の皆さんと協働したキャンペーンや清掃活動、路上喫煙禁止表記の路面シール等の活用、巡回指導・啓発等、マナー・モラルの向上のための効果的な啓発に取り組んでいます。

また、屋外や屋内の指定喫煙場所を整備し、他人のたばこの煙を吸わされることがないように取り組みを推進します。



路面シール



指定喫煙場所

問い合わせ

環境課環境政策係 ☎3578-2487

区の放射能・放射線対策

区は、平成23年3月に発生した福島第一原子力発電所事故以来、さまざまな放射能・放射線対策に取り組んでいます。

平成27年度の「基本方針」は次のとおりです。詳しくは、港区ホームページをご覧ください。

子どもたちの安全・安心の確保

子どもの生活圏である保育園や幼稚園、学校、公園等の広場や砂場等の地表近くの放射線量測定を行い、公表します。

モニタリング体制の継続 (空間線量のモニタリング)

区内的放射線量をモニタリングし、公表します。

放射能・放射線を正しく理解するために(啓発)

放射能・放射線を正しく理解するためには、以下の通りです。

安全・安心な給食の提供 (給食・牛乳の放射能測定)

給食・牛乳の放射能測定を行い、公表します。

港区放射能・放射線対策 基本方針

- 区民、とりわけ、子どもたちの安全・安心を、より一層確かなものとします。
- 区内の放射能・放射線量の実態を引き続き把握し、区民の皆さんにきめ細かくお知らせします。

問い合わせ

環境課環境政策係 ☎3578-2506

区民の食に対する 不安解消のために

区内で流通している食品と区民持ち込み食品の放射能検査を実施し、公表します。

区民の健康に対する 不安解消のために

相談体制を維持し、区民の不安解消に努めます。

港区ビル風対策要綱

港区ビル風対策要綱は、高層建築物周辺で発生するビル風を防風植栽等で、できる限り抑制し、区民の皆さんの生活環境を保全するために平成25年に制定されました。制度の特徴は次のとおりです。

- (1)防風植栽の計画、施工および建物竣工後、最長3年までの多段階の手続きを設けました。
- (2)対象事業を、延べ面積5万平方メートル以上の新築建築物とし、都環境アセスメント対象案件も含めました。
- (3)事業者の選任する防風植栽管理技術者が専門家の視点で防風植栽の管理について助言します。
- (4)事業者から管理組合等への所有権引継ぎ時に、防風植栽の維持管理に係る事項を十分説明する手続きを設けました。